



別紙様式第2号（第3関係）

令和2年4月23日

奈良市議会議長 森田一成様

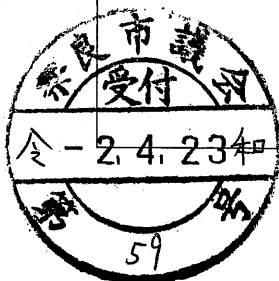
回答者 奈良市長 仲川元庸



### 文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	<p>市政運営について</p> <p>2、ドクターカーの運用について</p> <p>3、新型コロナウイルス感染症対策としての妊娠中の女性労働者に対する措置や助言、支援策について</p> <p>4、指定管理者等により管理している市の施設における新型コロナウイルス感染症対策について</p>
回答内容	<p>2、ドクターカーの運用について</p> <p>ドクターカーの運用につきましては、市立奈良病院にドクターカー事務所を設置し運用しているところであり、ご指摘の3密対策が懸念され検討しているところでありました。市立奈良病院での当該感染症患者の対応策を実施されるにあたり、ドクターカー事務所が感染症の汚染区域内となることや3密の危険性もあることから事務所の移動を検討しました。しかし病院内への仮事務所の設置は困難であり、他の方法として、他所から出場しドクターをピックアップする方式で対応することを検討し実現可能であることが確認できました。中央消防署3階研修室に仮事務所を設置し待機場所として、4月20日よりピックアップ方式を実施しており、3密の環境</p>



は改善されましたことを報告します。

(1) ドクターカーに対する出動要請（明確な出動要請に至らなくとも、出動の可否を確認するに留まるような場合も含む）の件数。

令和元年中、出動要請件数は、293件です。

(2) 実際に出動した件数。

令和元年中、出場件数は、172件です。

(3) 実際に出動して医師が患者の対応をした件数。

令和元年中、医師が現場で処置した件数は、26件です。

(4) 出動対象としている傷病名。

傷病名は具体的に定められておりませんが、「ドクターカー運用に関する協定書」での出場の基準は、以下のとおりです。

医師の早期処置により傷病者の救命や予後改善が期待される疾病や病態で次に掲げる場合とする。

1 心肺蘇生を必要とする傷病者及びこれに準ずる重度傷病者の場合。

2 重傷循環不全。

3 重傷呼吸不全。

4 多数の傷病者が同時に発生し、トリアージが必要な場合。

5 傷病者救出に時間を要し、その間に救命士の治療を必要とする場合。

(5) 運用に要する維持費。

運用にかかる維持費について、医師の人件費等については平成28年度より病院側の負担となっております。消防側に係る主なものとして、令和元年中での車両の運用にかかる維持管理としての点検整備費は26万7,987円と燃料費として17万2,388円、その他通信システムにおける無線設備等の維持管理費となります。

3、新型コロナウイルス感染症対策としての妊娠中の女性労働者に対する措置や助言、支援策について

妊娠中の女性労働者等への配慮については、厚生労働省が4月1日に経済団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）及び労働団体（日本労働組合総連合会）へ要請しており、4月15日に企業向けのリーフレット（配慮要請、助成金制度）も公開されたため、市としても広く周知するために、同日付けで市ホームページのコロナ関連まとめの「雇用関連の対応策」のページにリンクを貼り、情報を共有できるようにしました。

また、奈良労働局雇用環境均等室に確認し、女性労働者からの相談や対応等について情報を共有しました。（今のところ相談はないとのこと。）

今後は、奈良市企業人権教育推進協議会の会員事業所に対し、上記の厚生労働省の企業向けリーフレットを送付するなど、市内企業に対し、直接配慮について啓発していく予定にしております。

4、指定管理者等により管理している市の施設における新型コロナウイルス感染症対策について

文書質問をいただいてから回答までに時間を要していること、日々対策を協議・決定していることから、現時点において、文書質問時（4月16日）と状況が異なっていることをご了承いただきますようお願いいたします。

ご指摘の施設については、4月10日の新型コロナウイルス対策本部会議において、原則として5月6日まで全施設休館とすることを決定し、市が直営する施設、指定管理者が運営する施設、市が管理を委託する施設の区別なく、いずれの場合も各所管において協議を行い、4月16日の時点で一部施設を除いて休館したところでご

ございます。

4月16日以降は、各観光案内所、観光センター、針テラス情報館、旧柳生藩家老屋敷、平城京左京三条二坊宮跡庭園、湖畔の里つきがせ（直売所は除く）、ロマントピア月ヶ瀬、梅の郷月ヶ瀬温泉、各福祉センター、史跡大安寺旧境内、杉山古墳・杉山瓦窯跡群展示施設、地域ふれあい会館を休館いたしました。

なお、現時点では医療施設、駐輪場・駐車場施設及び飲食料品供給関係施設については、開館しておりますが、駐車場施設については休館も検討しているところです。

また、休館等感染症拡大防止に向けた対応による指定管理者等の損失等については、指定管理者等との間で締結した基本協定等に基づき、協議により補償を行うこととなりますが、議員ご指摘のとおり指定管理者等への二重払いとならないよう国・県の制度等に留意し対応を図ってまいります。

(担当部局：消防局 救急課、観光経済部 産業政策課、  
危機管理監 危機管理課、総務部 財政課)

受理日	令和2年4月23日
-----	-----------